

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 20 号に規定する固定式刺し網漁業くちぞこ刺し網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	10 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 2 号及び同第 3 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市牛水に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第3号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第3号及び同第21号共同漁業権漁場内	10月1日から 翌年7月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名郡長洲町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第4号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第4号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 5 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町浜田、高道、山下に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 5 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町浜田、高道、山下に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 7 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第7号及び同第21号共同漁業権漁場内	10月1日から翌年7月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第8号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第8号共同漁業権漁場内	10月1日から翌年7月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第8号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第9号及び同第21号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	10 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津、上松尾に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津、上松尾に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	10 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 10 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	10 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 12 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 13 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町、銭塘 町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は 使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	10 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 19 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 19 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 19 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	有共第 20 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町大田尾、三角浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第 2 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第 3 号共同漁業権漁場内日奈久町地先以外の共同漁業権漁場を除く。	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市日奈久浜町、日奈久上西町、日奈久下西町、日奈久塩南町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先以外の共同漁業権漁場を除く。	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先以外の共同漁業権漁場を除く。	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字計石、大字女島、大字鶴木山、大字佐敷に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先及び火共第5号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 津奈木町大字福浜、大字岩城、大字小津奈木に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	不知火海 ただし、火共第4号、同第5号及び同第7号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	火共第4号、同第5号及び同第7号共同漁業権漁場内	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。ただし共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から 7月31日まで 及び 10月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町上に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。ただし共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から 7月31日まで 及び 10月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記1のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記2のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記3のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町維和、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。ただし共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から 7月31日まで 及び 10月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市松島町合津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記4のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市姫戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記5のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記6のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	天草有明海 天草市有明町須子神崎鼻と長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線以東の海域。ただし共同漁業権漁場内を除く。	2月1日から 7月31日まで 及び 10月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市有明町大浦、須子、赤崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記7のとおり	3月15日から 8月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業	別記 8 のとおり	3 月 15 日から 8 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域（不知火海、大矢野町中地先）

1 不知火海 ただし、2 以外の共同漁業権漁場内を除く。

2 次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杓島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

ケ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

サ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ

別記 2

操業区域

- 1 不知火海。ただし 2 以外の共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 3

操業区域

- 1 不知火海。ただし 2 以外の共同漁業権漁場内を除く。
- 2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻）

基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）大潟塔ノ崎東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）

ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ

イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ

ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

エ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ

キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ

ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ

ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ

コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ

サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ

シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 4

操業区域（姫戸地先・不知火海）

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 姫戸地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町と上天草市姫戸町との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（上天草市姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（上天草市姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と上天草市姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 上天草市龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

別記 5

操業区域（不知火海、樋島地先）

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 12 号共同漁業権漁場 樋島地先)以外の共同漁業権漁場を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 6

操業区域（樋島地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と同市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 236 号（龍ヶ岳町樋島南端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号（龍ヶ岳町樋島琵琶ノ首東端）

ア 基点 2 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 2 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

イ 基点 3 と天草市御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 325 度 8 分、1,500 メートルのところ

ウ 基点 3 と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 27 度 5 分、1,500 メートルのところ

エ 基点 4 と葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 10 度 8 分、1,100 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

カ 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

キ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

コ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

サ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

シ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

別記 7 操業区域（不知火海・御所浦地先）

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内 御所浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川川口中央）

基点 2 熊本県漁場基点第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）

基点 3 熊本県漁場基点第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）

基点 4 熊本県漁場基点第 219 の 1 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）ダテク島南端）

基点 5 熊本県漁場基点第 222 号（御所浦町困窮島北端）

基点 6 熊本県漁場基点第 230 号（御所浦町猿子島北西端）

基点 7 熊本県漁場基点第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 8 熊本県漁場基点第 231 号（御所浦町横浦島北端）

基点 9 熊本県漁場基点第 228 号（龍ヶ岳町横島北端）

基点 10 熊本県漁場基点第 233 号（龍ヶ岳町唐網代鼻南端）

基点 11 御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ

ウ 基点 2 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ

エ 基点 3 と獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町（以下、「新和町」という。）惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ

ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ

コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ

サ 基点 4 と大通越鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ

シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ

ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ

セ 基点 6 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ

ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ

タ 基点 8 と基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ

チ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ

ツ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

テ 基点 11 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ

別記 8

操業区域（不知火海・嵐口地先）

不知火海

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内 嵐口地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町田の尻川河口中央）

基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（上天草市龍ヶ岳町（以下「龍ヶ岳町」という。）唐網代鼻南端）

基点 4 天草市御所浦町大岩

ア 基点 1 と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ

イ 基点 2 と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 20 度 11 分、1,600 メートルのところ

ウ 基点 2 から龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ

エ 基点 2 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

オ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

カ 基点 4 から真方位 0 度（真北）460 メートルのところ